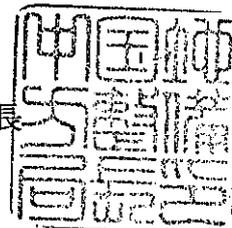


国中整企画第48号
平成30年 9月14日

広島市長 殿

国土交通省 中国地方整備局長



直轄事業の事業計画（広島市関連分）について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
平成30年度予備費に関する事業計画のうち広島市関連分について、別紙のとおりお知らせ致します。

なお、事業計画は現時点における予定であり、今後変更があることを申し添えます。

平成30年度予備費 広島市における事業費 総括表

(単位：千円)

事業区分	負担基本額	地方負担額
河川関係		
道路関係	1,417,454	472,010
港湾関係 (港湾海岸事業を含む。)		
空港関係		
合計	1,417,454	472,010

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがある。

平成30年度 道路災害復旧事業における事業計画

広島市 (単位:千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費	負担基本額						計	地方負担額	平成30年度 事業内容	備考
				内訳									
				工事費	測量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附带工事費	事業 車両費				
国道2号	広島県 広島市 安芸区 上瀬野その1	L=60.0m	109,310	102,485	6,825					109,310	36,400	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 上瀬野その2	L=15.0m	85,528	79,394	6,134					85,528	28,481	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 上瀬野その3	L=16.0m	105,896	99,708	6,188					105,896	35,263	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 中野東その1	L=14.0m	20,752	15,914	4,838					20,752	6,910	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 中野東その2	L=22.0m	14,878	9,943	4,935					14,878	4,954	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 中野その1	L=202.0m	644,965	638,766	6,199					644,965	214,773	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 中野その2	L=126.0m	231,637	225,352	6,285					231,637	77,135	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 瀬野南町その1	L=20.0m	37,684	31,248	6,436					37,684	12,549	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 瀬野南町その2	L=70.0m	55,331	49,067	6,264					55,331	18,425	土砂撤去工 防護柵工 調査設計	
小計			1,305,981	1,251,877	54,104	0	0	0	0	1,305,981	434,890		

※負担率は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により第4条第1項第1号に定める率を記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が変更となる可能性があります。

平成30年度 道路災害復旧事業における事業計画

広島市 (単位:千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費	負担基本額						計	地方負担額	平成30年度 事業内容	備考
				内 訳									
				工事費	測量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事業 車両費				
国道2号	広島県 広島市 安芸区 瀬野南町その3	L=15.0m	62,241	55,092	7,149					62,241	20,726	橋梁補修工 調査設計	
国道2号	広島県 広島市 安芸区 中野東町	L=12.0m	49,232	41,348	7,884					49,232	16,394	応急復旧工 法面復旧工 調査設計	
小計			111,473	96,440	15,033	0	0	0	0	111,473	37,120		
合計			1,417,454	1,348,317	69,137	0	0	0	0	1,417,454	472,010		

※負担率は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により第4条第1項第1号に定める率を記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が変更となる可能性があります。